

# 千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の改正について（概要）

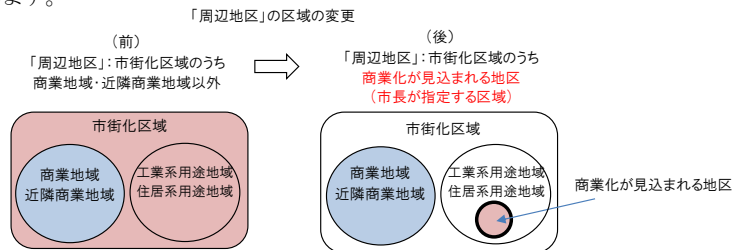
## 1 趣旨

条例制定後50年近く経過しており、その間に生じている駐車場需要の変化に対応した見直しを行う。加えて居心地が良く歩きたくなるまちなかの実現といった本市のまちづくりとの整合が図られた駐車場整備を推進するため改正を行う。

## 2 改正内容

### ① 附置義務の対象区域の見直し

対象区域について、駐車場法で定める商業地域・近隣商業地域に加えて条例で定める周辺地区を、市街化区域全域から商業化が見込まれる地区として市長が指定する区域に変更します。



### ② 駐車マス（自動車を駐車するスペース）の見直し

下記の通り、駐車マスの大きさの最低限度を変更します。

現行	幅2.5m以上、奥行6.0m以上
改正後	幅2.3m以上、奥行5.0m以上

### ③ 一般車用駐車施設の附置義務台数の見直し

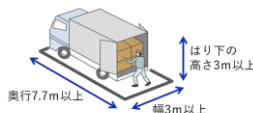
下記の通り附置義務台数の計算式を変更し、必要台数は概ね2割減となります。

建築物の種類	附置義務台数	概ね2割の緩和	建築物の種類	附置義務台数
A特定用途(店舗・事業所)	(A延床面積-1,500㎡)÷200㎡(台)		➡	A特定用途(店舗・事業所)
B非特定用途(住居等)	(B延床面積-3,000㎡)÷300㎡(台)	B非特定用途(住居等)		(B延床面積-3,000㎡)÷350㎡(台)
AとBの併用	(A延床面積+B延床面積×2/3-1,500㎡)÷200㎡(台)	AとBの併用		(A延床面積×7/5+B延床面積-3,000㎡)÷350㎡(台) 又は (A延床面積-1,500㎡)÷250㎡(台)のうち駐車台数が大きいほう

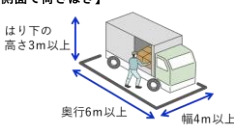
### ④ 荷さばき駐車施設の附置の義務化

下記の通り、荷さばき駐車施設の附置を義務化します。

【後部で荷さばき】



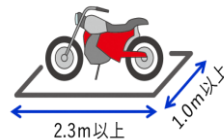
【側面で荷さばき】



対象建築物	特定用途の延べ面積の合計が2,000㎡を超えるもの	
設置台数	百貨店その他店舗の床面積の合計	2,500㎡までごとに1台
	上記以外の特定用途の床面積の合計	5,500㎡までごとに1台
ただし、義務を課すものは5台までとする。		
駐車スペース	3.0m×7.7m以上、是り下高さ3.0m以上又は4.0m×6.0m以上、是り下高さ3.0m以上(左図参照)	
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隔地駐車場を認める。</li> <li>・四輪自動車の附置義務台数に含むことができる(内数扱い)。</li> <li>・敷地面積が1,000㎡を下回るものは対象外</li> </ul>	

### ⑤ 自動二輪車の駐車施設の附置の義務化

下記の通り、自動二輪車の駐車施設の附置を義務化します。



対象建築物	特定用途の延べ面積の合計が1,500㎡を超えるもの	
設置台数	百貨店その他店舗の床面積の合計	3,000㎡までごとに1台
	上記以外の特定用途の床面積の合計	8,000㎡までごとに1台
駐車スペース	1.0m×2.3m以上(左図参照)	
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隔地駐車場を認める。</li> <li>・駐車台数を5で除して得た台数は、四輪自動車の附置義務台数に含むことができる</li> </ul>	

### ⑥ 地域を限定した隔地駐車施設までの距離の緩和特例の追加

附置義務駐車施設を建築物の敷地外に設置することが認められる場合において、敷地から駐車施設までの距離を、市長が指定する区域内にあっては概ね500m以内とする規定を追加します(それ以外の区域は従前どおり概ね200m以内)。

### ⑦ 公共交通等利用促進措置による附置義務台数の緩和制度の追加

公共交通等利用促進措置(例:シェアサイクルポートや公共交通待合施設の整備)を講ずる場合には、その措置に応じ、規則で定めるところにより、附置義務駐車施設の台数を緩和することができます。

## 3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。ただし、①附置義務の対象区域(第2条)及び②駐車マスの大きさ(第6条第1項)の規定は、条例の公布の日から施行とする。